

ご案内

那医発第 36 号
令和 5 年 4 月 10 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)に係る医療機関の参加要件について(その 2)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)に係る医療機関の参加要件について(その 2)」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

関係文書は当会ホームページ(新着情報→各種情報提供)に掲載しております。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医第 42 号
令和 5 年 4 月 7 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
常任理事 中田安彦

院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)に係る医療機関の参加要件について(その 2)

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本件は、JANIS 検査部門に参加登録後、3ヶ月連続してデータの提出がなく、令和 5 年 3 月 17 日までにデータの入力がない医療機関は登録抹消予定であったものを、期限を 1 ヶ月延長する旨、周知するものです。

本延長により、4 月 17 日 9 時の時点で直近 3 ヶ月間(1.2.3 月分)のうちひと月分のデータを入力することで登録は継続されることとなります。

また、同時点で入力がない場合(提出データの中に含まれるエラー率が 10%超の未提出扱いも含む)、5 月 8 日付で登録が抹消される予定との事です。

なお、登録が抹消された場合でも、データ提出可能な体制を整えた後は、再度 JANIS に参加する事は可能とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)に係る医療機関の参加要件について(その 2)
(令和 5 年 3 月 30 日 日医発第 2447 号(健Ⅱ)(保険))

沖縄県医師会事務局業務 2 課:高良、平良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

日医発第 2447 号（健Ⅱ）（保険）
令和 5 年 3 月 30 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 范 敏
長 島 公 之

院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る医療機関の参加要件について（その 2）

JANIS 検査部門に参加登録後、3 ヶ月連続してデータの提出がなく、本年 3 月 17 日までにデータの入力がない医療機関は登録が抹消予定とされていた件については、令和 5 年 2 月 27 日付日医発第 2223 号（健Ⅱ）をもって貴会宛てご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より各医療機関に対し別添事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、本会と厚生労働省との協議を踏まえ、登録抹消までの期限を 1 か月延長する旨、連絡するものです。

本延長により、4 月 17 日 9 時の時点で直近 3 か月間（1、2、3 月分）のうちひと月分のデータを入力することで登録は継続されます。

一方、同時点で入力がない場合（提出データの中に含まれるエラー率が 10%超の未提出扱いも含む）、5 月 8 日付で登録が抹消される予定です。

登録が抹消された時点で、JANIS に係る診療報酬上のサーベイランス強化加算の届出の取り下げを行っていただくことになるとのことです。

なお、登録が抹消されても、定期的なデータ提出及び精度管理ができる体制を整えた後で再度 JANIS に参加することは可能とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

（参考）

○厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業 Web ページ：

<https://janis.mhlw.go.jp/participation/confirmation.html>

○問い合わせ先：

<https://janis.mhlw.go.jp/contact/index.html>

○院内感染対策サーベイランス実施マニュアル：

https://janis.mhlw.go.jp/about/material/janis_implementation_manual_ver10.0_20221026.pdf

○院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る参加医療機関の追加募集について：

令和 4 年 3 月 25 日（健Ⅱ 630F）

事務連絡
令和5年3月29日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る
医療機関の参加要件について

平素より、医療機関における院内感染対策の推進につきましては、御高配をいただき、ありがとうございます。

標記について、別添のとおり各医療機関あてに通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしく申し上げます。

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 29 日

各医療機関 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る
医療機関の参加要件について

平素より、医療機関における院内感染対策の推進につきましては、御高配をいただき、ありがとうございます。

平成 12 年度から実施している院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）には多数の医療機関に参加いただいております。先般、「院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る医療機関の参加要件について」（令和 5 年 2 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。）において、検査部門の登録抹消要件に該当している医療機関におかれましては、3 月 17 日までに急ぎデータの入力をお願いしたところです。

この度、登録抹消の期限を 1 か月延長することとなり、4 月 17 日 9 時の時点で直近 3 か月間（1 月、2 月、3 月分）のうちひと月分のデータ入力も確認できない（または提出データの中に含まれるエラー率が 10%超のため未提出扱いとなった）医療機関については、5 月 8 日付けで登録を抹消することとしますので、ご承知のほどよろしくお願い致します。

JANIS の参加登録が抹消された時点で、JANIS に係る診療報酬上のサーベイランス強化加算の届出の取り下げを速やかに行っていただくこととなりますので留意のほどお願いします。

なお、参加登録が抹消されても、定期的なデータ提出および精度管理ができる体制が整いましたら、改めて JANIS にご参加いただくことは可能です。現在、参加申込手続きはオンライン化されており、月単位でお申し込みをお受けしています。

(参考)

○ 厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業Webページ

URL : <https://janis.mhlw.go.jp/participation/confirmation.html>

○ 問い合わせ先

<https://janis.mhlw.go.jp/contact/index.html>

○ 院内感染対策サーベイランス実施マニュアル

URL :

https://janis.mhlw.go.jp/about/material/janis_implementation_manual_ver10.0_20221026.pdf

○ 参加医療機関の登録抹消（院内感染対策サーベイランス実施マニュアルより抜粋）

「参加医療機関からのデータの提出が下記に該当する場合、結核感染症課は運営会議で協議の上、参加登録を抹消することができる。

- ① 検査部門、全入院患者部門においては、3ヶ月以上継続してデータの提出がない。
- ② SSI 部門、ICU 部門、NICU 部門においては、2回以上継続してデータの提出がない。
- ③ 2年連続して年報集計対象外（データ未提出、または疑義データ照会に応じない場合）。なお、提出されたデータの10%以上が必須項目を満たしていない等の理由で受理されなかった場合は未提出とみなす。」